

(改定前)	(改定後)
I. 銀行持株会社に係るチェックリスト グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト . ～Ⅲ. （略） <u>IV. 特に留意すべき個別の問題</u> 1. ～ 2. （略） <u>（新設）</u>	I. 銀行持株会社に係るチェックリスト グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト . ～Ⅲ. （略） <u>IV. 特に留意すべき個別の問題</u> 1. ～ 2. （略） <u>3. 利益相反に関する管理</u> <u>①【方針の整備・周知】</u> <u>（i）取締役は、金融持株会社グループによる取引に伴い顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反の管理が適切に行われない場合には、グループの業務の適切性・適法性に重大な影響を及ぼす可能性があること、及び、金融持株会社グループにおいては、個別のグループ内会社に利益相反の管理を適切に行わせるのみならず、グループ全体としての利益相反の管理が必要であることを十分に認識しているか。</u> <u>（ii）取締役会は、グループ内の利益相反の管理に関する基本方針を定め、それを役職員及びグループ内会社に周知させているか。</u> <u>②【態勢の整備】</u>

(改定前)	(改定後)
<u>3.</u> 新規業務に関する管理 (略) <u>4.</u> 顧客情報管理 (略) <u>5.</u> 危機管理 (略) <u>6.</u> 増資に関する管理 (略) <u>7.</u> 経営管理料及び配当に関する管理 (略)	<u>取締役会等は、金融持株会社グループの取引に伴い顧客の利益が不当に害されるおそれのある場合には、利益相反の管理に関する基本方針に則り、利益相反の管理を適切に行う態勢を整備しているか。</u> <u>特に、利益相反を管理・統括する部署をグループ内に設置するなどの方法により、グループ内の利益相反を一元的に管理できる態勢となっているか。</u> <u>4.</u> 新規業務に関する管理 (略) <u>5.</u> 顧客情報管理 (略) <u>6.</u> 危機管理 (略) <u>7.</u> 増資に関する管理 (略) <u>8.</u> 経営管理料及び配当に関する管理 (略)

(改定前)	(改定後)
Ⅱ．保険持株会社に係るチェックリスト グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト ． ～Ⅲ． （略） <u>Ⅳ．特に留意すべき個別の問題</u> 1． ～ 2． （略） <u>（新設）</u>	Ⅱ．保険持株会社に係るチェックリスト グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト ． ～Ⅲ． （略） <u>Ⅳ．特に留意すべき個別の問題</u> 1． ～ 2． （略） <u>3．利益相反に関する管理</u> <u>①【方針の整備・周知】</u> <u>（i）取締役は、保険持株会社グループによる取引に伴い顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反の管理が適切に行われない場合には、グループの業務の適切性・適法性に重大な影響を及ぼす可能性があること、及び、保険持株会社グループにおいては、個別のグループ内会社に利益相反の管理を適切に行わせるのみならず、グループ全体としての利益相反の管理が必要であることを十分に認識しているか。</u> <u>（ii）取締役会は、グループ内の利益相反の管理に関する基本方針を定め、それを役職員及びグループ内会社に周知させているか。</u> <u>②【態勢の整備】</u>

(改定前)	(改定後)
<u>3.</u> 新規業務に関する管理 (略) <u>4.</u> 顧客情報管理 (略) <u>5.</u> 危機管理 (略) <u>6.</u> 経営管理料及び配当に関する管理 (略)	<u>取締役会等は、保険持株会社グループの取引に伴い顧客の利益が不当に害されるおそれのある場合には、利益相反の管理に関する基本方針に則り、利益相反の管理を適切に行う態勢を整備しているか。</u> <u>特に、利益相反を管理・統括する部署をグループ内に設置するなどの方法により、グループ内の利益相反を一元的に管理できる態勢となっているか。</u> <u>4.</u> 新規業務に関する管理 (略) <u>5.</u> 顧客情報管理 (略) <u>6.</u> 危機管理 (略) <u>7.</u> 経営管理料及び配当に関する管理 (略)